大阪地方裁判所本庁、堺支部、岸和田支部の お近くでご相談いただけます。

堺法律相談センター



☎072-223-2903 〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階

岸和田法律相談センター



2072-433-9391 〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階

裁判所へ出向く前に お気軽に 大阪弁護士会館(総合法律相談センター)へ

> 当番弁護士の助言は、 かけがえのない あなたの味方となるでしょう。

民事・家事当番弁護士相談専用ダイヤル **☎06-6364-5021**

総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満1-112-5 大阪弁護士会館1階



・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分 ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

206-6364-1248

受付時間:PM.9:00~20:00【※土・日曜日、祝日は除く】

なんば法律相談センター **2506-6645-1273** 〒542-0076 大阪市中央区難波4-4-1 **難波駅前四**丁目ビル4階

堺法律相談センター **2072-223-2903**

〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階

岸和田法律相談センター **2072-433-9391**

〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階

谷町法律相談センター **206-6944-7550**

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル5階

南河内法律相談所 **206-6364-1248**

〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル1階

携帯電話からのアクセスはこちら ⇒

http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/

パソコンからは http://www.osakaben.or.jp

2017.02. 5,000



大阪弁護士会 民事当番弁護士制度 裁判のすすめ方など、 民事当番弁護士が親切に適切な

アドバイスをいたします。



"知ってる"と"知らない"では大きな違いがあるのです。

民事当番弁護士は、あなたの裁判を受ける権利を守ります。

- □ 民事当番弁護士制度って何ですか?
- **入**1 裁判が起き、原告又は被告になっているが、 弁護士に依頼していない人に、弁護士が裁 判制度や手続き、その事件での問題点など をご説明して、適切な対応ができるようアド バイスする制度です。



- **Q2** どこに行けばいいんですか?
- **A2** 裏面の各センターでご利用いただけます。 各センターで事前にお電話で予約をお取り ください。
- **Q3** 相談料は高いんじゃないんですか?
- **A3** 相談料は初回無料です。 (2回目以降は有料となります。)

- **Q4** どんな事件でも相談できるのですか?
- 44 相談できるのは、大阪地方裁判所本庁と堺・岸和田支部大阪地方裁判所管内の簡易裁判所に係属している事件であって、事件の種類は、訴訟事件・仮差押仮処分事件と執行事件に限っています。高等裁判所と家庭裁判所の訴訟・審判事件、調停事件は相談できません。



- **Q5** 何回でも相談できるのですか?
- **A5** 1回に限ります。 同じ裁判での2回目 以降のご相談は、 有料相談になります。



- **Q6** 相談するとき、何が必要ですか?
- **A6** 裁判の内容がわからなければアドバイスもできませんので、裁判所に提出された訴状・答弁書や準備書面と裁判所から送られてきた期日呼出状を持って来てください。

なお、これらの書類がなければ民事当番 弁護士制度によるご相談ができません のでご注意ください。



- **Q7** 弁護士に依頼することもできるのですか?
- **A7** はい。相談を担当した弁護士にそのまま 依頼できる場合があります。また、市民法 律センターでは弁護士の紹介もしています。相談の結果、弁護士に依頼したほう がよいと考えられるときは、弁護士への 依頼をお勧めします。